

篠路破碎工場構内道路交通誘導業務 仕様書

篠路破碎工場構内道路交通誘導業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、篠路破碎工場の構内道路（搬入及び退出路）について冬季間に経路を変更するにあたって、安全にごみ搬入車両が入場、退場できるような交通誘導を行うことを目的とする。

(2) 業務履行場所

札幌市環境局環境事業部篠路破碎工場

札幌市北区篠路町福移 153 番地

2 業務従事日、時間、数量

(1) 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（交通誘導期間は令和 8 年 11 月 4 日～令和 9 年 3 月 31 日まで（日曜日及び 1 月 1 日～3 日を除く。）の 125 日間）

(2) 業務履行時間は、8 時 45 分～17 時 15 分までとする。交代して各自 45 分間の休憩を確保するものとし、業務はポスト 3 を除き履行時間中連続して行うこと。休憩時間の詳細については委託者と協議すること。

(3) 委託者が必要と認めるときは、(1)の日及び(2)に示す時間を超え、延長業務を指示することができるものとし、対価は契約書の示すところとする。各月ごとに時間数を集計し、30 分以上の端数が生じた場合は、整数時間単位に切り上げる。また、集計金額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

(4) 上記(3)は札幌市から委託を受けているごみ資源化工場ほか施設管理業務管理担当職員（以下、「管理担当職員」という。）により指示する。

2 業務内容

- (1) 受託者は、第 1 項の目的を達成するため、各ポストに交通誘導警備員を配置し、篠路破碎工場に來場する搬入車両及び搬出車両を適切に誘導・案内し、安全に通行してもらうよう努めること。

参考

搬入出車両概要（過去同一時期）

ア 搬入車両総数

20～203 台/日

イ 内訳

- (ア) 計画収集車：燃やせないごみ、及び大型ごみ収集より搬入されるパッカー車等
(平日のみ 0～49 台)(ポスト 1, 2 対応)
- (イ) 自己搬入車：市民、事業者、官公庁によるごみの搬入(17～202 台/日)(ポスト 1, 2 対応)
市民の搬入は土曜日が多い
- (ウ) 選別施設残さ受入(0～2 台/日)(ポスト 1, 2 対応)
- (エ) 篠路破碎工場可燃物等運搬業務破碎残さ運搬車両(以下、「破碎残さ運搬車両」)
毎日白石清掃工場へ搬出(2～31 台/日)(ポスト 3 対応)
- (オ) 篠路破碎工場で回収する金属搬出車(0～3 台/日)(ポスト 3 対応)
- (2) 別紙 1 に示す破碎工場車両出入口を含む範囲の搬入路を交互通行区間とし、ポスト 1、2 及び 3 に交通誘導員を配置し、搬入車両、退出車両及び破碎残さ運搬車両の誘導を行うこと。
- (3) 業務開始時及び終了時に片側交互通行搬入路の方向指示版(破碎工場備品)設置及び撤去を行うこと。
- (4) その他委託者の指示に従い業務を行うこと。

